

テレワークを活用した地域課題解決事例の
創出に関する実証事業
(地域実証事業の公募)

公募要領

dentsu

株式会社 電通東日本

令和5年5月12日(金)

目次

1.	本実証事業の目的・概要	3
1.1.	事業目的	3
1.2.	本実証事業の実施体制	3
1.3.	地域実証(委託事業)の公募対象	3
2.	地域実証事業(委託事業)の概要	5
2.1.	公募する事業	5
2.2.	提案事業の要件	5
3.	提案手続	7
3.1.	地域モデルの実施体制	7
3.2.	応募資格	8
3.3.	委託金額	11
3.4.	提出物及び応募手順	11
3.5.	提出期限	12
4.	委託先候補の選定及び採択	13
4.1.	選定方法	13
4.2.	選定のポイント	13
4.3.	提案内容の確認・採択・修正	14
5.	委託契約	16
5.1.	委託契約の締結	16
5.2.	委託期間	16
5.3.	契約の形態	16
5.4.	契約書について	16
6.	委託費	17
6.1.	委託費の扱い	17
6.2.	委託費の内容	17
6.3.	業務の再委託	17
7.	報告及び評価	18
7.1.	実証期間中の進捗管理	18
7.2.	成果報告及び終了評価	18
7.3.	納入成果物	21
7.4.	実証事業期間以降の状況確認への対応	21
8.	スケジュール	22
9.	委託費の適正な執行について	23
9.1.	適正な執行の確保	23
9.2.	本地域実証事業における経理処理	23
9.3.	経理処理の関連事項	23

別紙1 実施体制に係る要件

1. 本実証事業の目的・概要

1.1. 事業目的

テレワークは、ICT を利用し、時間や場所を効果的に活用して柔軟な働き方を実現するツールであり、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に際して、その有用性が社会に認識され、多くの企業・団体等において活用されるようになった。一方、都市部と地方部で、テレワーク実施率の差異から、働き方格差が拡大しているという懸念もある。

一方で、テレワークを活用した地域の就労創出モデル（以下、「地域モデル」という。）を自治体主導で実施する等、地方において、テレワークを人口減少、介護や育児との仕事の両立、地域の労働力不足、職種等の限定性による就業の難しさ、デジタル人材の不足などの地域課題の解決に結びつけているような事例が散見されている。こうした取組は、地方におけるテレワークの有用性を高め、ポストコロナの時代において、テレワークを全国的に浸透させていく上で、非常に有効な取組となる。

本事業では、複数地域における実証を通じて、地方部が抱える複数分野にまたがる政策課題を、テレワークの活用によって横断的に解決するモデルを構築し、テレワークの効果的な活用を社会に広く定着させていくことを目的とする。

1.2. 本実証事業の実施体制

株式会社電通東日本（以下「当社」という。）は、総務省より「テレワークを活用した地域課題解決事例の創出に関する実証事業」を請負い、地方部が抱える複数分野にまたがる政策課題を、テレワークの活用によって横断的に解決する地域モデルを複数創出し、当該地域モデルの横展開に向けた「地域モデルの構築マニュアル」を取りまとめる。

また、当社は地域モデルの創出に当たり、複数地域での地域実証を行うこととし、当該地域は本公募により選定を行う。なお、選定された地域については、当社との間で委託契約を締結し、当社において地域実証の実施に当たり必要となる支援及び進捗管理等の統括・監理を行う。

1.3. 地域実証（委託事業）の公募対象

地方公共団体（複数の地方公共団体が複数地域での実証を共同提案することも可能）、民間企業、公社、その他団体等から構成されるコンソーシアム（以下「実証コンソーシアム」という。）からの提案を公募するものである。※地方公共団体を必ず含むものとする。

テレワークを活用した地域課題解決事例の創出に関する実証事業
公募要領

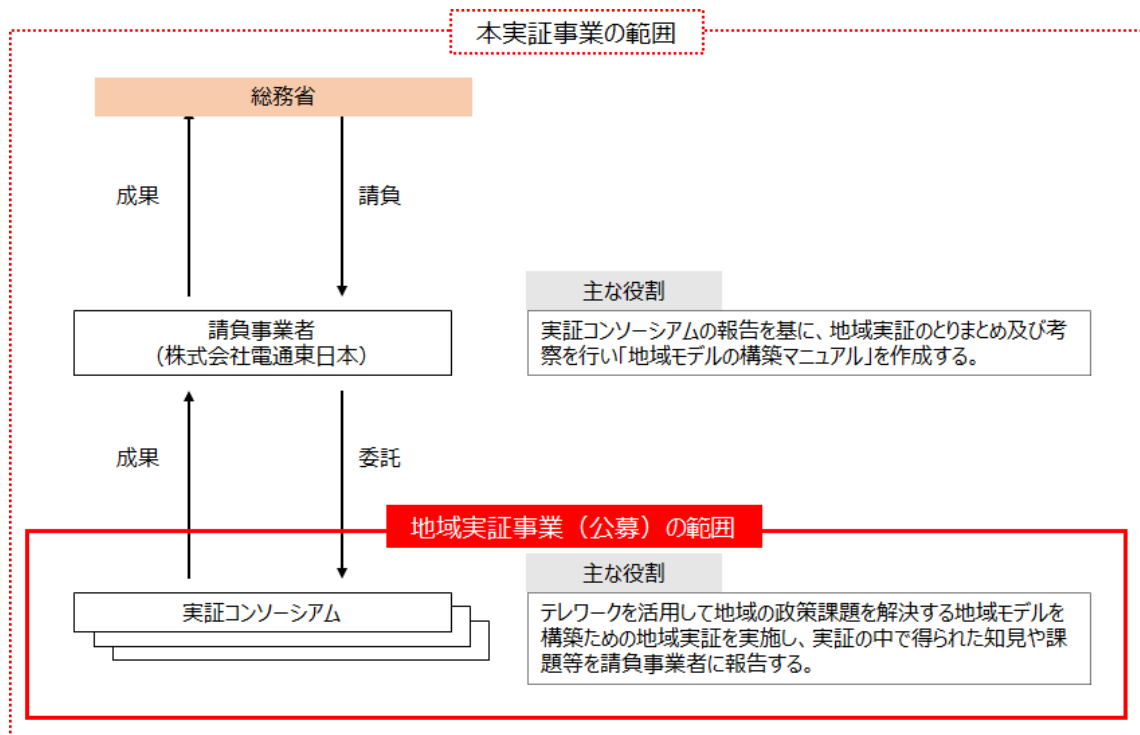


図1 本実証事業の全体像及び公募の範囲

2. 地域実証事業（委託事業）の概要

2.1. 公募する事業

地域で組織した実証コンソーシアムを事業運営主体とし、地方部が抱える複数分野にまたがる政策課題を、テレワークの活用によって横断的に解決することを図るための体制・環境を整備し、地域の実情や企業のニーズ等に応じた他の地域でも展開可能な地域モデルの構築に向けた実証を行う事業を対象とする。

具体例としては、以下の様な実証内容を想定している。

① 住民テレワーカーが従事する業務案件の獲得及び実施について

住民テレワーカーが従事する業務の確保については、企業や地方公共団体がクライアントとなりアウトソーシングする等によって受注することとなるが、解決したい地域の政策課題の性質等を踏まえ、業務内容、単価、継続性等の観点から、計画的に案件獲得を図っていく必要がある。そのため、地域モデルにおいて案件獲得に関する計画、想定される課題を策定し、計画の実現性や具体的な実施方策の他、住民テレワーカーの業務従事の実効性等を検証する。

② 業務推進・マネジメント機能について

地域モデルにおいては、上記①の住民テレワーカーが従事する業務案件の獲得及び実施の他、住民テレワーカーへの業務発注、品質管理、下記③住民テレワーカーが業務に従事するために必要なスキル等を習得するための研修など、多岐にわたる組織的な対応が必要であると考え。そのため、地域モデルにおける業務推進及び必要なマネジメント機能に関する計画、想定される課題等を策定し、計画の実現性や具体的な実施を検証する。

③ 人材育成について

上記①の業務従事や計画の実現のためには、住民テレワーカーが当該業務に従事可能となるためのスキル等を習得する必要がある。そのため、地域モデルにおける住民テレワーカーの人材育成に関する計画を策定し、計画の実現性や効果、具体的な実施方策を検証する。

上記①～③と合わせて、実証コンソーシアム外の連携先（再委託先、外注先等）を含む全体統括・進行管理、成果報告の作成等の業務を行うこととする。

2.2. 提案事業の要件

本地域実証事業は、以下の要件を満たすものとする。

- 地域モデルの実装に意欲があり、地方公共団体を含めた実証コンソーシアム内で実装に向けた合意が概ね得られていること。
- 地域モデルの実装により解決できる地域の政策課題が複数存在しており、それが他の地域でも生じうるものであること。（地域モデルの横展開を想定する上で、当該地域に限定された課題ではなく、ある程度一般的な課題を解決できることが求められる）
- 単に住民テレワーカーに対するスキル等を習得するための研修を実施するのみでなく、実際に業務に従事し、地域の政策課題解決につながる地域モデルの構築を行うこと。その際、組

テレワークを活用した地域課題解決事例の創出に関する実証事業
公募要領

織的に案件を獲得し、住民テレワーカーに業務発注するような体制を想定している場合は、それが実施できる体制・能力を有する公社、NPO 法人等との連携が確保できること。

- 地方公共団体が自団体の業務を住民テレワーカーにアウトソーシングする等、地方公共団体としても案件創出に協力できる体制であることが望ましい。
- 住民テレワーカーの業務従事に関して、必要となる事務スペースなどの勤務環境を確保できること。(完全テレワークとすることで、専用のスペースを設けないことを妨げるものではない)
- 本地域実証事業終了後も、地域モデルを継続して運営する意志があること。
- 本地域実証事業以外の国、都道府県、市区町村及び公益法人等から財政的支援を受けて行っている事業ではないこと。ただし、本委託事業の対象部分と、本事業以外に国、都道府県、市区町村及び公益法人等から財政的支援を受けて実施する「関連事業」の対象部分との事業範囲が明確に区分され、一体的に実施することで相乗効果が期待されると認められる場合はこの限りではない。
- 地域実証事業の全部又は主要部分（事業全体の企画立案、進捗管理等）を第三者に委託し、または請け負わせて実施するものではないこと。

3. 提案手続

3.1. 地域モデルの実施体制

本地域実証事業の実施にあたっては、実証コンソーシアムを構成する地方公共団体、民間企業、公社、その他団体等の他、外部講師等の関係者の協力の下、事業を確実に履行できる体制を構築すること。また、実証コンソーシアム内外を含む実施体制内での連携、役割分担の詳細等を確認できる実施体制説明図等を企画提案書に記載・添付すること。実証コンソーシアム内で提案内容に合意していることを証明する資料を添付すること当該関係者間の連携や交渉状況について証明できる資料を提示可能であれば添付すること（例：提案内容に関する実証コンソーシアム構成員候補の全てから合意が得られていることを証明するもの（合意書等）や実証コンソーシアム運営会議（実証コンソーシアム設立準備会等）での議決の際の議事録等 ※様式は問わない）。なお、実証コンソーシアムを本公募において採択された場合に設置する場合は、採択後、直ちに実証コンソーシアムを設置すること。

実施体制の定義

本地域実証事業の実施体制は、実証コンソーシアムの代表機関及び実証コンソーシアム構成員、実証コンソーシアム構成員以外の再委託先等から構成される。

■ 実施体制図（例）

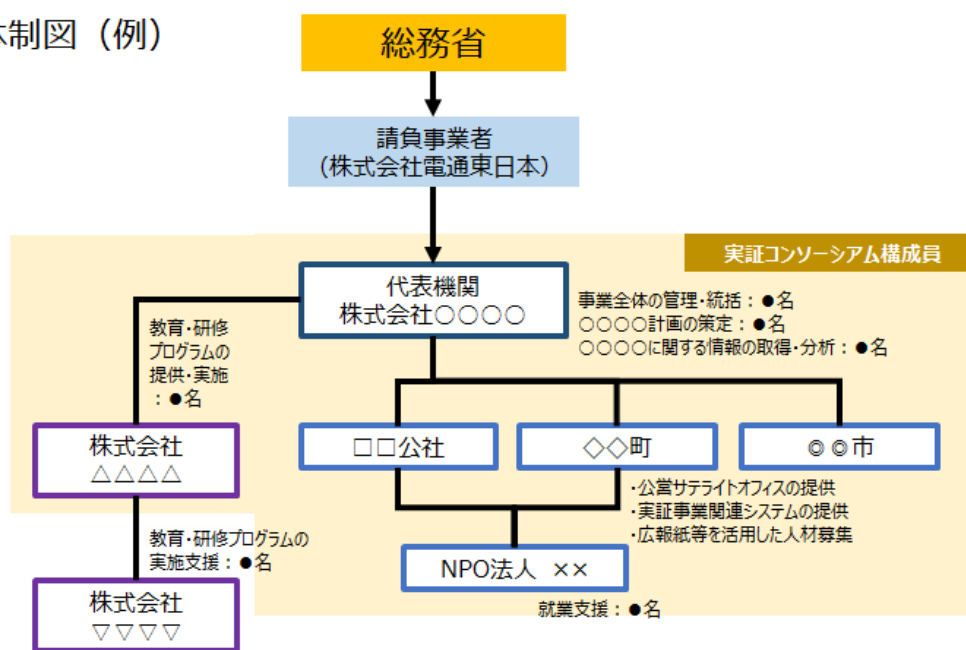


図2 本地域実証事業における実施体制の定義

実証コンソーシアムの代表機関は、以下の要件を満たすこと。

- 実証コンソーシアムの代表機関は、実施体制内外と連携し、本地域実証事業に係るとりまとめや説明責任を有する。

- 地域実証事業の実施及びとりまとめ、成果報告書の作成等にあたって、情報の整理・分析、執筆に係る専門性及び能力を有し、当社からの指示に柔軟かつ速やかに対応する人員・体制を備えること。
- 実証コンソーシアムの代表機関は、当社と委託契約を締結し、公募要件及び公募要件に基づく委託契約に係る一義的な責任を負う。

また、本地域実証事業の一部を他社・団体等へ再委託することが合理的であると認められる場合、再委託を行うことができる。その際、全ての再委託先（代表機関以外の実証コンソーシアム構成員も含む）について、**再委託契約等を締結する前に**、総務省へ「再委託承認申請」に係る手続きを行い、承認を得る必要がある。再委託等申請が下りる前に再委託契約等を締結し、当該再委託契約等に係る費用が発生したとしても、本地域実証事業委託費として一切認められない。なお、再委託先とは、代表機関以下の再委託の商流全てを含む（再委託のみならず、再々委託及びそれ以降の委託全てを指す）。

3.2. 応募資格

実証コンソーシアムは、本地域実証事業全体のとりまとめを行う代表機関を定め、当該代表機関は公募要件への適格性の適否に係る申告の一義的な責任を負うものとする。

実証コンソーシアム内の各実施主体が、以下の者に該当しないこと。

①契約の相手方として不適当な者

- ア 本契約を締結する能力を有しない者
- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ウ 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号項に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号項に規定する暴力団員をいう。以下同じ）である者。
- エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- カ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- ケ 総務省において指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

②契約の相手方として不適当な行為をする者

- ア 暴力的な要求行為を行う者
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて契約担当者等の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者

3.2.1. 役割の設置

実証コンソーシアムにおいては、必ず以下の役割を設置すること。

- 実証コンソーシアムの代表機関においては、プロジェクトの進捗管理等に必要な経験又は同等の能力を有する体制を確保するとともに、本地域実証事業規模相当のプロジェクトを統括する等の実績のある統括責任者（以下「プロジェクトマネージャー」という。）を置くこと。
- プロジェクトマネージャーは、地域モデルの構築・実現に向けて、進捗管理等、地域実証事業を統括する。また、地域実証後の地域モデル構築後の全体統括も担うこと。
- 実証コンソーシアム及び実証コンソーシアム構成員以外の委託先は、地域実証事業の遂行に係る支出を適切に管理可能な体制を確保するとともに、会計処理担当者を最低1名設置し、各法人・団体・個人等への経理処理の指示・とりまとめを行い、経費発生状況調書や証憑書類等について、当社への期限内の提出や提出内容の正確性への責任を持つこと。
- その他、実施体制内の全ての団体・事業者において、原則としてそれぞれ以下の役割の設置が必要と想定される。
 - ✓ 業務実施責任者（必要に応じて副責任者）
 - ✓ 情報セキュリティ責任者（必要に応じて副責任者）
 - ✓ 情報保全監督責任者（必要に応じて副責任者）
 - ✓ 個人情報保護・管理責任者（※個人情報を取り扱う場合。必要に応じて副責任者）

3.2.2. 再委託等の定義

再委託先には、代表機関以下の商流すべてを含む。

実証コンソーシアム代表機関は、本契約に係る業務の一部を他の事業者への再委託等により行わせる場合には、総務省が必要と認める情報（下記表1の事項を含む）について申請の上、事前に当社を通じて総務省の承認を得ること。

表1 再委託等にあたり総務省が必要と認める情報

- 再委託等の相手方（住所、名称、代表者名等）
- 再委託等する業務内容、範囲
- 再委託等する業務の契約予定金額
- 再委託等する合理的理由・必要性
- 再委託等の相手方の履行能力、特殊技術
- 業務の実施体制及び管理体制
- 再委託する業務について情報処理に係る業務への該当の有無
（有の場合は実施する情報セキュリティ）
- 再委託等の相手方における個人情報の取扱いの有無
（有の場合は、情報の名称及び実施する個人情報の管理に必要な措置）
- 再委託等の業務に従事する者の適格性及び情報保全のための履行体制
- 本件実証責任者及び実証担当者の役職・氏名及び連絡先
- その他特記事項及び総務省が必要と認める情報等

※再委託先選定に当たっては、入札または相見積を2社以上取得し、見積額が低い方の業者、又は、特命発注の場合の選定理由書の提出が可能となる相手先を選定すること。詳細については、「テレワークを活用した地域課題解決事例の創出に関わる実証事業（地域実証）経理処理解説（以下「経理処理解説」という。）」を確認すること。

なお、実証コンソーシアム代表機関は、総務省から承認を受けた内容を変更しようとする場合、もしくは、実証コンソーシアム代表機関がさらに別の事業者にも再委託等する場合についても、同様に事前に当社を通じて総務省の承認を得ること。

ただし、以下に該当する場合は再委託承認申請を省略することができる。

- ア. 再委託等の金額が50万円を超えない場合
- イ. 契約の主体部分でなく、再委託等することが合理的で以下に示す軽微な委託及びこれに準ずると認められる再委託等で契約金額の5分の1を超えない場合
 - ① 翻訳、通訳、速記及び反訳等の類
 - ② 外注印刷等の類
 - ③ 事務機器（家具・什器・文房具の類を含みパソコン・複合機等の情報機器の類を除く）等のレンタルの類
 - ④ 会議開催の会議室、会場等の借上げの類
 - ⑤ 調査研究に必要な各種情報収集経費の類
 - ⑥ 納入成果物に係る各種品質、性能試験等の外注の類

3.3. 委託金額

実証コンソーシアムが地域実証事業を行うに当たり、当社との間で委託費として契約する金額は、原則 **5,000 万円（税込）** を上限とする。提案内容及び予算計画書の妥当性等を踏まえ、当社と協議の上、最終的な委託費を決定する。なお、地域実証の事業費が 5,000 万円（税込）を超える場合又は本公募要領に基づく対象経費以外の経費を予算計画に含める場合は、委託費の対象経費とその他の経費の区分が分かるよう予算計画書を作成するとともに、委託費以外の資金を確実に調達できることの説明について、補足資料を提出すること（様式不問）。

3.4. 提出物及び応募手順

実証コンソーシアム代表機関は、当社の公募ウェブサイトに掲載する様式を用いて以下の表2に示す提出物をすべて作成し、提出すること。提出時のファイル形式は表2に示す提出方式に従うこと。

なお、必要に応じて、提案内容及び実施体制等が公募要件等を満たしているか否かを確認するため、追加で当社が別途要求する情報を記載・記録した書面その他の資料の提供を求める場合がある。

表2 提出物一覧

提出物	提出形式
【様式1】企画提案書	Microsoft Word
【様式2】実施体制説明書	Microsoft PowerPoint
【様式3】地域実証事業計画書	Microsoft Excel
【様式4】予算計画書	Microsoft Excel
【様式5】地域実証事業全体概要	Microsoft PowerPoint

※応募書類一式については提出時にメール添付可能なファイルサイズを超える場合（最大 10MB 程度）、大容量送信システム（指定なし）を利用する等にて提出を行うこと。必要に応じて、送信方法について当社公募ウェブサイト記載の問合せ先宛に確認を行うこと。

提出物の作成にあたっては、すべて日本語で記載し、本公募要領を熟読の上、当社の公募ウェブサイトに掲載する様式を用いて作成すること。

各様式は、項目の削除や項目の構造、項目名の変更を行わないこと。

前項を満たさないもの、本公募要領に定める公募要件に該当する記載がないもの、虚偽記載が疑われるもの、もしくは記載・説明内容が不十分であるもの等、形式的に要件を満たさないものは審査の対象外となる場合がある。

提出先メールアドレス : info@soumu-telework.jp

応募書類の電子媒体は、当社の公募ウェブサイトに掲載するメールアドレス宛に提出すること。提出者は原則として実証コンソーシアム代表機関の連絡窓口（担当者：1名）とすること。

また、ファイル記載内容やファイル名に「機種依存文字」や「特殊文字」など、文字化け（コンピュータで、文字が他の文字や意味不明な記号に変化して表示・出力されること。）の可能性がある文字が含まれると、ファイルアップロードの不具合が生じることがあるため、注意すること。

審査期間中において、必要に応じて追加の情報提供を求める場合がある。当社から実証コンソーシアム代表機関の連絡窓口に当該実施の旨連絡があった場合には、これに応じること。

提出書類の提出受付期間：令和5年5月12日（金）～6月9日（金）17:00

応募にあたっての留意事項は以下のとおり。

- ✓ 応募書類のダウンロードや公募説明会に参加した後に応募を取りやめる場合、手続きや事務局への連絡は不要である。
- ✓ 応募にあたって提出された資料は返却されない。（※提出書類における記載情報については、提案の審査等、本実証事業の遂行に当たり必要となる場合において使用し、個人情報保護・機密保持については、法令等に基づき当社において十分に配慮して取り扱う）
- ✓ 本地域実証事業に関する公募全般に関する Q&A は当社の公募ウェブサイト上に随時掲載する。

3.5. 提出期限

令和5年6月9日（金）午後5時

4. 委託先候補の選定及び採択

4.1. 選定方法

本地域実証事業は、当社と総務省地域通信振興課が協議の上作成した審査基準に基づき、審査会における外部有識者の意見等を踏まえ、その結果に基づき委託先候補を選定する。審査は提出書面の審査により行う。また、審査に際し、提案者に対して追加資料の提出を求める場合がある。

4.2. 選定のポイント

委託先候補の選定にあたっては、主に以下の項目に基づき、総合的に審査を行う。

選定は、下記の要件を満たしており、「地域モデルの構築マニュアル」を作成するために必要な内容について、より効果的な地域実証の成果（データ等を含む）が期待される等の企画提案を選定する。

表3 選定のポイント

大項目	中項目	詳細項目
必須要素 (基礎点)	提出書類	公募に必要な書類（様式1～5）が提出されていること
	適格性	実施体制、応募資格の要件を満たしていること
	事業の執行管理	地域実証事業の執行の根幹部分を委託・外注していないこと
	事業実施計画	地域実証事業の実施計画が適切に立案されていること
	実証事業の内容	解決したい地域の政策課題の性質等を踏まえ、実証項目（住民テレワーカーが従事する業務案件の獲得及び実施について、業務推進・マネジメント機能について、人材育成等について、その他）の内容等が十分に説明されていること
テレワークを活用した地域の政策課題解決に関する目的・背景		<ul style="list-style-type: none"> ・本地域実証事業の内容や要件を踏まえ、最終的に構築しようとするモデルケースの完成形等が整理されていること ・上記モデルケースにおいて、必要性、新規性、手段の的確性を十分に有していること ・本地域実証事業において達成すべき目標（地域実証事業の評価軸及び評価で用いる KPI）が明確かつ具体的に設定されていること ・最終的な完成形のうち、本地域実証事業で実証する部分の位置づけ及びモデルの完成に向けたその他の方策について十分に検討されていること
	要件に対する説明	<ul style="list-style-type: none"> ・地域モデルの実装に意欲があり、本提案内容の他、地域実証後の経費負担等も含め、運営方針等に係る中長期的な

実証事業の 運営・体制 等		<p>計画について、実証コンソーシアム内で強度な合意をしていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域モデルの構築により解決する複数の地域政策課題が、他の地域でも生じ得る課題として蓋然性、再現性が高く、モデル化の効果が大きいこと ・地域実証を通じて、実際に住民テレワーカーが十分に業務に従事し、収入を得られるよう、実現性の高い計画が立てられていること ・地方公共団体が自団体の業務をアウトソーシングする等、案件創出に向けた具体的な協力計画が策定されていること
	運営体制・遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・本地域実証事業の遂行にあたる人員・体制が十分且つ効率的であること。 ・本地域実証事業を円滑に実施するための実証コンソーシアム内外の関係者との連携について十分に説明されていること。 ・各実施主体の役割・責任が十分に説明されていること。
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費と事業内容・達成目標を比較して、高い費用対効果が見込めること ・本地域実証事業の実施にあたり、保有する資産を活用するなど、効率性の観点から工夫をしていること
	実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・本地域実証事業の実実施計画が無理なく組み立てられており、本事業の確実な実施・運営が可能であることが説明されていること ・地域モデルの構築、地域政策課題の解決に向けて、的確かつ合理的な手法により計画が策定されていること
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・本地域実証事業対象地域独自の創意工夫がなされていること ・特筆すべき内容が提案されていること

4.3. 提案内容の確認・採択・修正

当社は、委託先候補を選定した後、委託先候補である実証コンソーシアムに提案内容の遂行に支障がないかを確認した上で、最終的な採択の決定を行う。採択の結果は、当社から委託先候補に通知する。

採択された提案内容については、必要に応じて契約時までには当社と委託先候補との間で調整の上、修正等を行うことがある。

① 採択後の対応

採択が決定した実証コンソーシアムは、当社が開催する採択者向け事業説明会（事業の進め方、スケジュール、後述する実施計画書の作成方法、適切な経理処理の方法、報告会の出席、留意事項等を説明する）に必ず出席すること。開催日時及び方法は別途指示する。

実証コンソーシアム構成員及びその関係者は、当社並びに総務省による報道発表に先んじて採択結果に関する対外発信は行わないこと。

② 実施計画書の作成

採択が決定した実証コンソーシアムは、採択後、実施計画書（実証内容、経費、スケジュール、再委託内容、実証目標（KPI：Key Performance Indicator）等、実証コンソーシアムの提案書の実証内容についてより詳細に記載したもの。詳細は採択後の事業説明会で案内する。）を作成し、当社が開催する事業説明会実施後1週間以内に当社に提出すること。実施計画書の内容については、当社並びに総務省のレビュー及び反映を行った後、当社を通じて総務省の承認を得て確定する。

採択が決定した実証コンソーシアムは、実施計画書の確定後、実証事業期間中に実施計画書の修正を行う場合、その旨を当社に事前に通知すること。修正内容については、当社並びに総務省のレビュー及び反映を行った後、当社を通じて総務省の承認を得て確定する。なお、修正内容に応じて契約内容を変更する可能性がある。

5. 委託契約

5.1. 委託契約の締結

委託された委託事業について、当社と委託先候補との間で、契約条件の最終的な調整を行った上で委託契約を締結する。

なお、契約上の委託経費の額は、必ずしも提案書に記載した希望金額と一致するものではない。また、当社と委託先候補との間で契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もある。

5.2. 委託期間

委託契約は単年度契約とする。委託期間は、委託を受けた日から令和5年度中の当社が別に定める日（令和6年2月末予定）までとする。

5.3. 契約の形態

当社の代表者と実証コンソーシアムの代表機関の代表者が契約を締結することを原則とするが、必要に応じて契約の相手方を調整する場合がある。

5.4. 契約書について

契約は当社の委託契約書による。

6. 委託費

6.1. 委託費の扱い

委託費は、委託契約書で定められた用途以外への使用は認められない。

なお、採択された提案に係る予算計画書等は、必要に応じて契約時までに実証コンソーシアムと当社との間で調整の上、内容の修正を行うことがある。また、委託費は、原則として、委託事業終了後速やかに成果報告書等の提出を受け、委託金額を確定した後、精算払いにより支払う。

6.2. 委託費の内容

委託費は、委託事業の遂行及び成果のとりまとめに直接的に必要な経費（直接経費）とそれ以外の諸経費（一般管理費）を計上することができることとし、それぞれの経費に掛かる消費税（消費税＋地方消費税）10%を含むものとする。直接経費の内訳は「経理処理解説」を参照のこと。一般管理費を計上する場合は、直接経費の10%以下（一般管理費率は、経理処理解説を確認し、算出の上、決定すること）とする。一般管理は、各実証コンソーシアム構成員毎に計上する総和を全体一般管理費として計上すること（代表機関は、他の構成員へ支払う金額には一般管理費を掛けずに、自社負担分のみ一般管理費を掛けること）

6.3. 業務の再委託

業務の内容を第三者に再委託することが合理的であると認められる業務については、委託事業の一部を第三者に再委託することができる。ただし、委託事業の全部を第三者に再委託することは不可とする。

7. 報告及び評価

7.1. 実証期間中の進捗管理

本地域実証事業に関する委託契約を締結した実証コンソーシアムは、後述する成果物の納入期日まで、当社の指示に従い実施計画の進捗状況等についての進捗報告書及び課題管理表（詳細は事業説明会で案内する。）を作成し、定期的（月1又は2回程度）に報告すること。報告の頻度や方法については、進捗状況に鑑み、見直すことがある。

- ・ 事業進捗報告の主な記載内容

(例)：当該期間内の作業内容、課題内容、対応者、対応方針、対応結果、遅延状況

- ・ 発注進捗管理報告の主な記載内容

(例)：発生月、予算計画書時の名称、発注時の件名、契約先、契約先属性、利益排除説明資料の有無・不要、契約金額、利益排除額、予算計画書上の金額、仕様書提示日、見積書（日付、見積金額）、購入とリース・レンタル比較資料、選定理由書の有無・不要、発注書や契約書の日付、納入書日付、検収書日付、請求書日付、支払いを証する証憑類の有無

当社は、本地域実証事業に関する委託契約を締結した実証コンソーシアムに対して、当社並びに総務省からの作業指示や情報共有等を含め、報告内容や課題に応じて打ち合わせや会議の開催を要望することがある。実証コンソーシアムは、当該打ち合わせや会議等に参加し、当社の指示に従い説明すること。プロジェクトマネージャーは、当社や総務省から進捗や実証内容等に関する確認依頼があった際は、その依頼に従い、迅速に実証コンソーシアム内で確認の上、報告すること。

当社は、全体の事業の進捗を踏まえた効果的な実証方法や検証方法等について、それぞれの本地域実証事業に関する委託契約を締結した実証コンソーシアムに対して必要な助言や支援を行う場合がある。本地域実証事業に関する委託契約を締結した実証コンソーシアムは、当社から助言があった場合、可能な限り従うこと。

7.2. 成果報告及び終了評価

本地域実証事業に関する委託契約を締結した実証コンソーシアムは、本地域実証事業の終了にあたり、地域実証事業の内容や実証内容の検証結果、判明した課題及びその解決策等を記述した成果報告書及び成果報告書簡易版（注）、成果報告書概要版を当社に提出しなければならない。成果報告書には次の内容を含むものとする。

- ・ 地域実証事業内容
- ・ 実証内容の検証結果
- ・ 明確化された課題及びその解決策
- ・ 実装（地域モデルの構築）に向けた方策
- ・ 本地域実証事業終了後の事業計画、運営体制、資金計画
- ・ 収支報告 等

本地域実証事業に関する委託契約を締結した実証コンソーシアムは、別に指定する納入期日までに実証コンソーシアム内の合意を得てとりまとめること。

(注) 成果報告書簡易版の提出は必須としない。実証事業終了後、3月に開催予定の成果報告書で使用することも想定し、任意で提出すること。

本成果報告書の項目は、以下を想定している。

表4 成果報告書の想定項目

区分	種別	概要	
1	政策課題	地域実証により解決したいと考えている地域の政策課題や取組背景等	
2	取組経緯・方針	テレワークを活用した地域モデルの導入等に取り組むこととなった経緯や取組の方針（地域モデル構築のコンセプト）等	
3	取組体制	地域モデルにおける運営体制や住民テレワーカーの募集方式及び登録状況、地方公共団体等との連携体制等	
4	環境整備	業務に従事する電子機器等の導入状況を含む環境整備等	
5	営業活動	案件受注に向けた営業活動の方針・内容（顧客の発掘方法、対象業種別等）や営業体制等	
6	業務管理	地域モデルの運営に係る管理体制や管理方法（住民テレワーカーが従事する業務の業務分解、スキル要件の整理、業務発注等を含む）	
7	人材育成	住民テレワーカー等の人材の育成等の方針・内容	
8	取組実績	受注した案件の種類や内容、受注件数、受注金額、登録ワーカー数の推移、働き方及び月収モデル、政策課題解決の状況等	
9	実証報告	目的	今回の地域実証事業の目的や望ましい姿
		目標	今回の地域実証事業で実現したい定量的・定性的な評価指標
		実証内容・事業計画	今回の地域実証事業の実証内容及び事業計画
		実施体制	今回の地域実証事業の実施体制（地方公共団体、民間企業、その他団体等）
		役割分担	今回の地域実証事業の役割分担（役割及び具体的な役割）
		実証結果	事業計画に基づき実施した実証内容の検証結果を定量的・定性的に記述
		考察	今回の地域実証事業の実施により明らかになった課題、積み残した課題等
10	行政支援	地域モデルの構築に係る取組に対して受けている行政支援や予算措置等	
11	将来展望	実証後の地域モデルの運営に関する計画	

なお、当社では、以下の項目案に沿った「地域モデルの構築マニュアル」を作成する予定である。成果報告書では以下の視点を盛り込んだ報告書とすること。

表5 「地域モデルの構築マニュアル」の項目（予定）

見出し1	見出し2	方針	事業者報告書
はじめに			
第1章 導入検討	1 課題整理と解決の方向性	一般的な内容 として解説	/
	2 地域の特徴		
	3 テレワーク環境の有無		
	4 潜在テレワーカーの存在		
	5 テレワークでの案件受注可能性		
	6 受発注業務に必要なマネジメント組織等		
	コラム 事前チェックリスト		
第2章 事業準備	1 テレワーク活用方法の具体化	選定地域モデルの具体的な取組を引用しながら解説	取組経緯
	2 地方公共団体内及び関係者間での合意形成		取組経緯
	3 地方公共団体内及び関係者間での役割分担		取組体制
	4 テレワークオフィスの整備		環境整備
	5 テレワーカーの募集及び登録促進		取組実績
	6 案件獲得の方策		営業活動
	7 受発注業務を担うマネジメント組織等の準備		取組体制
	コラム テレワークに向いている業務		取組実績
第3章 事業開始	1 営業活動の開始と案件の受注		営業活動
	2 受注業務の分解とスキル要件の整理		業務管理
	3 テレワーカーに対する教育研修		業務管理
	4 テレワーカーへの業務発注		業務管理
	5 テレワーカーのシフト管理等		業務管理
	コラム テレワーカーのコミュニケーション		インタビュー
	6 発注業務の進捗と品質管理		業務管理
	7 受注業務の納入・検収、完了手続き		業務管理
	8 必要なセキュリティ要件		営業活動 業務管理
第4章 事業拡大	1 受注業務の高単価化に向けた取組		業務管理
	2 顧客との中長期的な取引関係の形成		営業活動
	3 テレワーカーのスキル向上		業務管理
	4 テレワーカーの従業員率向上		業務管理

	コラム テレワーカーとして働くことへの思い		インタビュー
	5 オフィスの増設や機能拡充		環境整備
	6 近隣地方公共団体等との事業連携の拡大		取組体制
	7 テレワーカーのキャリアビジョン		業務管理
	コラム テレワーカーの働き方及び月収モデル		取組実績
おわりに			

7.3. 納入成果物

本地域実証事業に関する委託契約を締結した実証コンソーシアムは、以下の3点を成果物として当社が定める期限までに納入すること。

表6 納入成果物のファイル形式、様式及び分量

成果物	ファイル形式	書式及び分量
成果報告書	Microsoft Word	A4縦版横書き 70ページ程度
成果報告書簡易版	Microsoft PowerPoint	A4横版横書き 12ページ程度 (注)
成果報告書概要版	Microsoft PowerPoint	A4横版 横書き 1ページ

成果報告書及び成果報告書概要版をもとに、終了評価を行う。評価に際しては、追加資料の提出等を求める場合がある。本地域実証事業に関する委託契約を締結した実証コンソーシアムは、当社が事業全体の成果をとりまとめる際に情報提供等について協力すること。

また、本地域実証事業に関する委託契約を締結した実証コンソーシアムは、当社が別途指示する内容を踏まえ、当社が開催する成果報告会への参加、資料作成、発表等について協力すること。

(注) 成果報告書簡易版の提出は必須としない。実証事業終了後、3月に開催予定の成果報告書で使用することも想定し、任意で納入すること。

7.4. 実証事業期間以降の状況確認への対応

本地域実証事業に関する委託契約を締結した実証コンソーシアムは、委託事業終了後も総務省が状況確認を求める場合に誠実に対応し、地域モデルの運営状況について、情報提供を行うこととする。

8. スケジュール

委託事業の実施スケジュールは、概ね以下のとおりと想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

令和5年5月12日（金）～6月9日（金）	実証コンソーシアムの地域公募
令和5年6月～7月	提案について外部審査を実施し、委託先候補を選定 契約内容の調整を行い、委託契約を締結 事業説明会 地域実証事業開始
令和6年2月末	地域実証事業終了。成果報告書及び経費証憑等の提出
令和6年3月	成果報告会（オンライン）の開催（予定）

9. 委託費の適正な執行について

9.1. 適正な執行の確保

実証コンソーシアムは、本地域実証事業に係る費用が国民から徴収された税金その他貴重な財源で賄われるものであることに留意し、本地域実証事業の主旨及び目的、本公募要領、経理処理解説等の内容を十分理解した上で、効率的かつ効果的な執行に努めなければならない。

対象外の予算使用や調達物品の未使用及び事業期間外の費用計上等、不適切な執行があった場合には、契約の取り消しや契約額の減額を行う可能性がある。

9.2. 本地域実証事業における経理処理

本地域実証事業における経理処理については、別途当社が提供する経理処理解説に従うこと。

9.3. 経理処理の関連事項

9.3.1. 地域実証予算計画書

本地域実証事業に関する委託契約を締結した実証コンソーシアムは、事業実施時に係る契約の中で要する経費の地域実証予算計画書を当社に、当社が開催する採択後事業説明会后1週間以内に事業実施計画書と合わせて提出すること。

なお、実証事業期間中に、何らかの事情により、経費支出の費目や金額が地域実証予算計画書と大きく乖離する場合については、乖離の発生が見込まれた段階で当社に報告すること。

9.3.2. 経費に関連する証書等の作成・整理及び報告

本地域実証事業に関する委託契約を締結した実証コンソーシアムは、当社が別途提供する経理処理解説に基づき帳簿作成等、経理処理を実施すること。また、当該帳簿及び収支に関する証憑書類等を実証の完了日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

なお、当社が別途提供する経理処理解説において詳細に規定するが、経費に関しては、別途証書を作成・整理すること。不明点については、当社まで問い合わせること。

9.3.3. 経費処理に関連する検査への依頼

実証事業期間中、本地域実証事業に関する委託契約を締結した実証コンソーシアムは、各種の経費検査にあたって当社に協力すること。

別紙1 実施体制に係る要件

別紙1において、「本契約」とは当社と採択された実証コンソーシアム代表機関との間で締結する委託契約を指す。

1. 個人情報及びその他機微と認められる情報に関する秘密保持等

- 実証コンソーシアム代表機関は、本契約に関して当社が開示した情報（公知の情報及び実証コンソーシアム代表機関自らが本業務外で既に入手しているものと認められる情報を除く。以下同じ。）及び契約履行過程で生じた納入成果物等に関する情報を本契約の目的以外に使用し、又は第三者への開示若しくは漏洩をしてはならないものとし、そのために必要な措置を講じること。なお、実証コンソーシアム代表機関は、当該情報を本契約以外の目的に使用する、又は第三者に開示する必要がある場合は、事前に当社に承認を得ること。
- 実証コンソーシアム代表機関は、個人情報及びその他機微と認められる情報の管理について、個人情報の保護に関する法律及びその他適用となる法律等を遵守するとともに、別紙1に記載の事項を踏まえ、必要な措置を講じること。

2. 情報セキュリティ対策

(1) 情報セキュリティを確保するための体制の整備

実証コンソーシアム代表機関は、実証コンソーシアム代表機関において情報セキュリティ対策を確実かつ継続的に実施するための責任者を定め、個別の対策の実施・点検・改善等を行う体制（以下「情報セキュリティを確保するための体制」という。）を整備し、本契約に係る業務の着手に先立ち、その概要を示す資料を提示すること。契約期間中、整備した情報セキュリティを確保するための体制を維持すること。

実証コンソーシアム代表機関は、総務省の指示により当社からの求めがあった場合に、実証コンソーシアム代表機関の資本関係・役員等の情報、請負作業の実施場所に関する情報、請負業務の従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報を提供すること。

(2) 対策の履行が不十分な場合の対処

実証コンソーシアム代表機関の責任者は、本契約に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行が不十分である可能性を当社が認める場合には、当社と協議を行い、合意した対応を取ること。

(3) 情報の機密保持

実証コンソーシアム代表機関は、本契約に係る業務の実施のために当社から提供する情報及び当該業務の実施において知り得た情報について、以下の事項を遵守すること。ただし、既に公知である情報については、この限りではない。

- ✓ 本契約に係る業務にのみ使用し、他の目的には使用しないこと。
- ✓ 本契約に係る業務を行う者以外には機密とすること。

(4) 情報の保護（情報保護・管理要領）

実証コンソーシアム代表機関は、本契約に係る業務の実施のために当社から提供する情報について、十分な管理を行うこと。なお、実証コンソーシアム代表機関は、約款による外部サービスの利用で当社から提供する個人情報をはじめとする要機密情報を取り扱うことはできない。

(5) 監査証跡の取得

実証コンソーシアム代表機関は、本契約に係る業務の実施に使用する情報システム等において不正なアクセスが行われていないかを確認するために、監査証跡を取得すること。

また、必要に応じて監査証跡を分析の上、その結果について当社へ報告すること。

(6) 情報セキュリティが侵害された場合の対処

実証コンソーシアム代表機関は、本契約に係る業務の遂行において情報セキュリティが侵害された場合及びそのおそれがある場合には、以下に従って対処すること。

(ア) 作業中に、情報セキュリティが侵害された又はそのおそれがあると判断した場合には、本事業を一時中断するなどの必要な措置を講じた上で、直ちに、当社に一報を行うこと。

(イ) 当社の指示に基づき、対応措置を実施すること。また、対応措置を実施するにあたっては、当該業務の関係法令等（例：個人情報保護法、一般データ保護規則など）で求められる対応事項を厳守すること。情報セキュリティが侵害された場合としては、以下に示す事象が想定される。

- マルウェア、ランサムウェア等の不正プログラムへの感染
- DDoS 攻撃等のサービス不能攻撃によるシステムの停止
- 情報システムへの不正アクセス
- 書面又は外部電磁的記録媒体の盗難又は紛失
- 個人情報をはじめとする要機密情報の流出・漏えい・改ざん
- 異常処理、SSL 証明書有効期限切れ等による長時間のシステム停止
- 当社が実証コンソーシアム代表機関に提供した情報の目的外利用又は漏えい

(7) その他

実証コンソーシアム代表機関は、上記（1）から（6）に記載の事項に加え、別紙1に記載の事項を踏まえ、必要な措置を講じること。

3. 業務等の実施体制

(1) 業務従事者の適格性の確保等

実証コンソーシアム代表機関は、契約を履行する業務に従事する個人（以下「業務従事者」という。）として、本事業業務を実施するにあたって必要な経験、資格、業績等を有する者を確保すること。

(2) 情報保全の履行体制

(ア) 実証コンソーシアム代表機関は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として実証コンソーシアム代表機関が収集、整理、作成等した情報であって、当社が保護

を要しないと確認したものを除く。)その他の非公知の情報(当社から提供した情報を含む。以下「保護すべき情報等」という。)について、適切に管理するものとする。

(イ) 保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく当社に通知するものとする。

- 当社が保護を要しないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱う履行体制
- 当社の同意を得て指定した取扱者以外の者に取扱わせない履行体制
- 当社が許可した場合を除き、実証コンソーシアム代表機関に係る親会社や実証コンソーシアム代表機関に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の実証コンソーシアム代表機関以外の者に対して伝達又は漏えいさせない履行体制

(ウ) 契約の履行中、履行後を問わず情報の漏洩等の事故や疑い、将来的な懸念の指摘があったときは、直ちに必要な措置等を講ずるとともに、当社に報告すること。また、当社から求められた場合は、情報の管理の履行状況等を報告するとともに、当社又は総務省による調査が行われる場合は、これに協力すること。

(エ) 実証コンソーシアム代表機関は、上記アからウに記載の事項に加え、別紙1に記載の事項を踏まえ、必要な措置を講ずること。

(3) 経理処理の適切な履行

経理処理を適正に執行可能な体制を確保すること。

(4) 再委託等の適切な履行

4 (1) を適正に執行可能な体制を確保すること。

4. 再委託等に関する事項

(1) 再委託等における事前の承認

当社と実証コンソーシアム代表機関の契約は、当社の請負業務の委託にあたるため、採択決定後に当社が総務省に対し再委託等の申請を実施する。実証コンソーシアム代表機関は、採択決定後、当社の指示に従い、総務省が必要と認める情報を速やかに提出すること。

(2) 再委託等先における情報セキュリティ、個人情報保護、情報保全等の確保

再委託等を行うにあたっては、実証コンソーシアム代表機関は、総務省の指示により当社が求める情報セキュリティ対策、個人情報の管理に必要な措置及び情報保全のための履行体制及びその他必要な措置を契約に基づき再委託等先に実施及び構築させること。再委託等先に実施及び構築させた内容及びこれを行わせた結果に関する報告を実証コンソーシアム代表機関に求める場合がある。

テレワークを活用した地域課題解決事例の創出に関する実証事業
公募要領

テレワークを活用した地域課題解決事例の創出に関する実証事業（地域実証事業の公募）
公募要領

令和5年5月

株式会社電通東日本
テレワークを活用した地域課題解決事例の創出に関する実証事業 事務局